

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	産業廃棄物処理施設設置の定期検査	
根拠法令・条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の2第1項	
所 管 課	環境保全部	環境対策課
審 査 基 準	<p>○廃棄物の処理及び清掃に関する法律 （定期検査） 第15条の2の2第2項 検査は、当該産業廃棄物処理施設が<u>※前条第1項第1号</u>に規定する技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。</p> <p>（許可の基準等） ※第15条の2（要旨） 次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。 （1） その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。</p> <p>○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 （産業廃棄物処理施設の技術上の基準） 第12条 「産業廃棄物処理施設設置の許可（更新を含む。）に係る基準等公開票」のとおり</p>	
標準処理期間	標準処理期間	おおむね1箇月 （測定等に要する期間を除く。）
	標準処理期間を設定できない理由	